

リバースチャージ方式について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

- ※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。
- ※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

電気通信利用役務の提供とは

「電子通信利用役務の提供」とは、電子書籍・音楽・広告の配信などの電子通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。

なお、役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判断基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされているため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、原則として国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

特定役務の提供とは

「特定役務の提供」とは、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等演劇の役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うものをいいます。

「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ&A等をご覧ください。

また、リバースチャージ方式の申告書の書き方については、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方」法人用の「特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順」をご覧ください。